

県北広域振興局長 殿

提出者 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構  
住所 〒028-0021岩手県久慈市夏井町閉伊口第8地割105-2  
氏名 久慈国家石油備蓄基地事務所長 嵯峨 一郎

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策(変更)計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	久慈国家石油備蓄基地	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県久慈市夏井町閉伊口第8地割105-2	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	2,243 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	一台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
		kl
		kl
		kl

備考1 \*印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	( 6 ) 年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
	数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D		
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
揮発油(ガソリン)	0.37	kL	12		kL	12	1	
ナフサ		kL			kL			
ジェット燃料		kL			kL			
灯油	0.44	kL	16		kL	16	1	
軽油	1.15	kL	44		kL	44	3	
A重油	537.08	kL	20,893		kL	20,893	1,478	
B・C重油		kL			kL			
石油アスファルト		t			t			
石油コークス		t			t			
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	0.27	t	14	t	14	1	
	石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>			
	液化天然ガス(LNG)		t		t			
可燃性天然ガス	その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>			
	輸入原料炭		t		t			
石炭	原料炭		t		t			
	コークス用原料炭		t		t			
	吹込用原料炭		t		t			
	一般炭		t		t			
国産一般炭		t		t				
輸入無煙炭		t		t				
石炭コークス		t		t				
コールタール		t		t				
コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
高炉ガス		千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
発電用高炉ガス		千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
転炉ガス		千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
その他の燃料	都市ガス		千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>			
	( )							
( )								
黒液		t		t				
木材		t		t				
木質廃材		t		t				
バイオエタノール		kL		kL				
バイオディーゼル		kL		kL				
バイオガス		千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
その他バイオマス		t		t				
RDF		t		GJ/t				
RFDF		t		GJ/t				
廃タイヤ		t		GJ/t				
廃プラスチック(一般廃棄物)		t		GJ/t				
廃プラスチック(産業廃棄物)		t		GJ/t				
廃油		kL		GJ/kL				
廃棄物ガス		千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
混合廃材		t		t				
水素		t		t				
アンモニア		t		t				
その他燃料( )								
<b>小計①</b>						20,978	1,484	
産業用蒸気		GJ		GJ				
産業用以外の蒸気		GJ		GJ				
温水		GJ		GJ				
冷水		GJ		GJ				
地熱		GJ		GJ				
温泉熱		GJ		GJ				
太陽熱		GJ		GJ				
蓄氷熱		GJ		GJ				
<b>小計②</b>								
電気事業者①	7,628.22	千kWh	65,908	千kWh		65,908	3,067	
電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh		千kWh				
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh				
自家発電	太陽光		千kWh		千kWh			
	水力		千kWh		千kWh			
	風力		千kWh		千kWh			
	その他	12.14	千kWh	44	千kWh		44	
<b>小計③</b>						65,952	3,067	
<b>合計 ④=①+②+③</b>						86,930	4,551	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	2,243	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	4,551 t-CO <sub>2</sub>
	上記以外の二酸化炭素	t-CO <sub>2</sub>
メタンの排出量	t-CO <sub>2</sub>	
一酸化二窒素の排出量	t-CO <sub>2</sub>	
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO <sub>2</sub>	
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO <sub>2</sub>	
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO <sub>2</sub>	
三ふっ化窒素の排出量	t-CO <sub>2</sub>	
<b>合計</b>	<b>4,551 t-CO<sub>2</sub></b>	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。  
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。  
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

## 別紙 その2

### 1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

#### (1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

<p><b>【目標値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・所内エネルギー使用量(電気・A重油を原油換算)を毎年度で前年度対比1%削減する。</li><li>・最適な運転や管理を行いエネルギー使用量を削減する。</li></ul> <p><b>【具体的な取組】</b></p> <p>○省エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基地内の使用電力を削減する。</li><li>・事務所内の使用電力を削減する。</li><li>・基地内の使用燃料を削減する。</li><li>・事務所内の使用燃料を削減する。</li></ul> <p>○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)</p> <p>非化石電力の調達を行い、購入割合を増加させる。</p> <p>○自動車利用抑制</p> <p>なし</p> <p>○輸送の合理化</p> <p>なし</p>
--

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

#### (2) 計画実現のための具体的な方法

<p><b>電気</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・夜間照明を支障が出ない範囲で消灯し照明管理を徹底する。</li><li>・事務所内で日中に不必要な照明は消灯し照明管理を徹底する。</li><li>・設備で停止可能な回転機を停止させ使用電力を削減する。 また、排水処理設備の運転を夜間にシフトすることで電力需要平準化を図る。</li><li>・冷暖房の適正な温度管理(冷房28度程度、暖房20度程度)を徹底する。</li><li>・現在の設備から省エネタイプの設備へ更新する。(構内照明LEDへ更新等)</li><li>・地下部換気ファンに風量調整設備を取り付け、ファンの負荷を必要最小限にすることで使用電力量を削減する。</li><li>・空気圧縮設備の制御圧力を変更し、電力使用量を削減する。</li><li>・インペラーカットしたポンプを使用して電力使用量を削減する。</li></ul> <p><b>燃料及び熱</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設備用ボイラーの運転開始時期の繰り下げ、運転停止時期の繰り上げを検討しA重油使用量を削減する。</li><li>・設備用ボイラー蒸気供給圧力を低下させ、A重油使用量を削減する。</li><li>・給湯/空調用ボイラーの運転管理を徹底しA重油使用量の削減する。</li></ul> <p><b>非化石エネルギー調達</b></p> <p>非化石エネルギーへの転換を図るため、電力購入時の購入仕様書に非化石電力の購入といった仕様を指定して入札を実施し、調達を開始した。また、2024年以降3年毎に非化石電力購入割合を1%増加させ、2030年には3%とする計画である。</p>
---

#### (3) 計画の達成度の把握方法

<ul style="list-style-type: none"><li>・基地内で使用しているエネルギー使用量を毎月把握して、前年と比較する。</li><li>・事業所内で四半期に1回実施している環境小委員会で3か月間のエネルギー使用量を評価する。</li></ul>
--

### 2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄する資料等は溶解リサイクルを徹底する。</li><li>・新聞紙、雑誌、ダンボール、缶ビン類等は分別回収し資源ごみとしている。</li><li>・コピーは両面印刷を徹底している。</li><li>・会議用資料の紙配布は止めて、プロジェクター利用100%を推進している。</li></ul>
---

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 ( 年度)

自 動 車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	( )	ℓ	2.29 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
軽油	( )	ℓ	2.62 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
L P G	( )	kg	2.99 kg-CO <sub>2</sub> /kg	kg-CO <sub>2</sub>
電気		kWh	0.402 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	kg-CO <sub>2</sub>
その他	( )		kg-CO <sub>2</sub> /( )	kg-CO <sub>2</sub>
合計	0 ( 0 )			kg-CO <sub>2</sub>

備考1 保有台数欄の ( ) には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

**【目標値】**

  

**【具体的な取組】**

エコドライブ

  

輸送の合理化

  

電動車

  

自動車利用抑制

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項